

分担研究報告書

中小企業版電子カルテの活用に関する提言

分担研究者 永田智久、小林祐一

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学

労災疾病臨床研究事業補助金
分担研究年度終了報告書

中小企業版電子カルテの活用に関する提言

分担研究者 永田智久、小林祐一
産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学

1. 産業保健活動の質の向上

本研究で開発した「中小企業版電子カルテ」の活用で最も恩恵を受けるのは、産業保健スタッフであると考えられる。職場では、少なくとも年 1 回、健康診断が行われ、その他の健康管理活動も継続的に実施されている。そのため、個々人の健康診断の判定は、単年度の結果を基準値と照らし合わせて行うのみでなく、検査結果の縦断的な変化を加味して判断することができる。この点は産業保健活動の強みである。大企業で健康管理の IT システムが整った企業であれば、PC 上で過去の検査結果を確認することが容易であろうが、中小企業で健診結果が紙でのみ管理されている事業場では、過去の検査結果の検索や、それに対してどのような対策が行われたか(要再検査、要精密検査の判定後、受診したかどうか。また、受診した際の検査結果等)を調べることは容易ではない。

健診結果の記録とともに、個々人に対する産業保健活動(保健指導や各種面接結果)、就業情報が一元管理されることにより、産業保健活動の質が向上すると考えられる。ただし、そのためには、産

業保健スタッフが「中小企業版電子カルテ」を活用することであり、必要不可欠な機能に限定し、できる限り簡便に使えるツールにすることが重要である。

2. 中小企業版電子カルテの普及方法

「中小企業版電子カルテ」の活用方法が普及するためには、国が統一規格を作成し、無料で広く公開することが必要と考える。「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」が公開されているが、それと同様の方法が考えられる。健康診断は 3 ヶ月以内に実施結果を労働基準監督署に報告することが法的に義務付けられており、システムを使用することで当該業務を簡易にできる仕組みを組み込むことで、企業側の使用メリットが生じる。なお、結果報告では、有所見の基準を統一的に定め、性・年齢毎の有所見率を報告する仕組みに変えることで、度数率・強度率のように、業種別・従業員規模別のベンチマークを定めることが可能となり、国の施策としても重要である。

3. 経営者の意思決定への活用

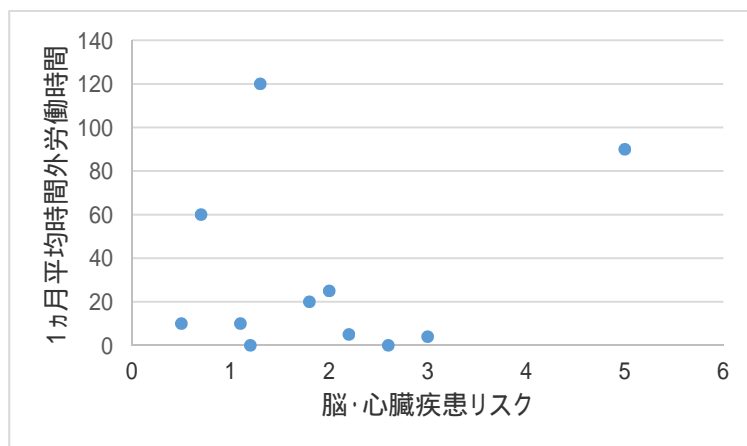
中小企業版電子カルテでは、健康

情報と就業情報とを一元管理する仕組みが存在する。この点を活用し、経営者の意思決定に繋がる情報を作成することができる。その一例を示す。

健康情報から、脳・心臓疾患の発症リスクを計算することができる。横軸に脳・心臓疾患発症リスク、縦軸に1ヵ月平均の時間外労働時間をとることで、過重

労働対策を立案するために必要な基礎情報を容易に可視化することができる。

産業保健活動のなかで法的に実施が義務付けられ、かつ、一般的に広く行われている取組みについて、下図のような可視化ツールを標準搭載することで、企業にとって使用することのメリットを感じることができるであろう。



4 . 個人情報の保護に関する留意事項

本研究の中でも個人情報の扱いについて議論がなされた。同一企業内においては、一個人の健康情報、就業に関する情報は、各情報が閲覧できる者の範囲を定義することで保護することができる。しかし、その人が他社に移った場合、過去の健康情報を転職先企業が閲覧するためには、個人の同意が必要不可欠である。健康情報の連続性を確

保するためには、PHR(Personal Health Record)での管理が欠かせない。

産業保健に関わる職域のみで PHR の仕組みを作成しても、労働者がそれを積極的に活用することは難しいであろう。今後、診療情報、内服情報を個人が PHR として管理する取組みが進むと考えられ、その仕組みに職域の健康診断等の情報を統合できるようにすること必要と考える。